# 双葉町商業施設整備拡張基本計画策定業務 公募型プロポーザル評価基準(二次審査)

# 1. 企画提案書に関する評価基準は下表のとおりとする。(様式第3-2)(様式第3-3)

評価	評価の着目点			
項目		判断基準	評価点	
	提案内容に説得力があり、新たな視点での提案や実現可能かつ効果的なものとなっており			
仕様書に基づく企画提案	やすく提案されている場合に優位に評価する。			
	業務取組方針	本業務の目的、条件、内容の理解度が高く、配慮事項に関して的確に把握されている場合に優位に評価する。 【評価の視点】		
		・本業務実施の背景、目的・内容を理解し、特性・課題を的確に把握し、具体的かつ実現可能な工夫が設定された提案となっているか。	5	
		・仕様書の趣旨を理解した提案となっているか。		
	実施体制	管理技術者を中心に、専門的な知識や経験のある各担当者を配置するなど、組織的な実施体制が確保されている場合に優位に評価する。		
		【評価の視点】 ・一級建築士の資格を有するものがいるか。 ・提案内容を実施できる人数の確保、体制の整備がなされているか。	10	
		・町との打合せや問合せ等に迅速・柔軟に対応できるか体制になっているか。		
	実施工程	無理のないスケジュールで、委託期間内に計画的かつ安定的に業務を遂行できる		
		ものになっている場合に優位に評価する。	_	
		【評価の視点】 ・業務全体のスケジュール案が具体的かつ明確に示されているか。	5	
		・各会議体の開催時期が適切か、また会議支援内容が具体的に示されているか。		
	特定テーマ 1	特定テーマの内容に沿って具体的に提案されている場合に優位に評価する。 【評価の視点】		
		・双葉町復興まちづくり計画(第三次)及び双葉駅東地区まちづくり基本構想の		
		内容への十分な理解があり、それらと整合する内容かつ発展性が望める提案である。	30	
		るか。 ・検討施設の周辺施設との連携や役割分担が明確に示されており、当該施設の役割が町の将来の発展に寄与するものになっているか。		
	特定テーマ2	特定テーマの内容に沿って具体的に提案されている場合に優位に評価する。	30	
		【評価の視点】		
		・先行整備施設の基本設計、実施設計の内容への十分な理解があり、相乗効果を		
		生む施設となるような具体的な検討の提案であるか。		
		・想定されている課題に妥当性があり、提案している解決策が実効性かつわかり		
		やすいものになっているか。		

## 2. 参考見積書の評価点

評価項目	判断基準	評価点
参考見積額	参考見積額について次の式により評価する。 ただし、小数点以下四捨五入とし、参考見積額が契約上限額の 80%未 満の場合の評価点は 10 点とする。 評価点= (1-A÷B) ×50 A: 当該参加者の参考見積額 B: 契約上限額	10

### 3. プレゼンテーション能力の評価点

評価項目	判断基準	評価点
プレ	提案内容に係る説明が的確であり、提案における事業者の意図やアピールポイントをわかりやすく伝えられている場合に優位に評価する。	
ゼンテーション能力	【評価の視点】 ・的確な文章表現、作図等の創意工夫、重要箇所の整理方法などがわかりやすく説得力があるか。 ・プレゼンテーションがわかりやすく説得力があるか、また、審査委員の質疑に対して的確な応答であるか。 ・業務に対する十分な理解度、熱意及び意欲を持っているか。	20

### 4. 総評価点

一次審査:参加者の評価点+管理技術者の評価点+主任担当技術者の評価点

二次審査:審査委員による企画提案書に対する評価点の合計+参考見積額の評価点+プレゼンテーションに 対する審査委員の評価点の合計

総評価点=一次審査の評価点の合計+二次審査の評価点の合計

#### 5. 契約候補者の選定方法

契約候補者は総評価点の満点の6割以上の中から最も高い者とする。最高評価点の者が複数いる場合は、特定テーマの評価点の合計が最も高い者を契約候補者とし、特定テーマの合計点においても同点の場合は最も 安価な参考見積額を提出した者を選定する。